

一般財団法人千葉県薬剤師会検査センター一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1:対象者に対し産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など「育児休業給付制度」「パパ・ママ育休プラス制度」などの周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和2年4月～申請対象に対し諸制度に関する説明書を配布し、育児休業取得の推進、諸制度の活用を図る。

目標2:従前通り育児休業等の100%取得の為、取得しやすい環境と復職しやすい環境の整備を行う。

<対策>

- 令和2年4月～育児休業期間中の代替要員の確保に努める。
- 令和2年4月～既取得者の職場復帰のための体制整備や勤務体系の配慮を行う。
- 令和2年4月～当該業務担当者の外部講習会などへ参加し、情報の収集に努める。